

Tax Analysis

Hong Kong Budget Team:

香港税務

Hong Kong

Yvonne Law

Vice Chairman

Tel: +852 2852 1667

Email: yvlaw@deloitte.com.hk**Davy Yun**

Tax Partner

Tel: +852 2852 6538

Email: dyun@deloitte.com.hk**Alfred Chan**

Tax Director

Tel: +852 2852 6531

Email: alfchan@deloitte.com.hk

2014/15 年度予算案分析： ビジョンある予算、個人向け減税措 置は削減

2014年2月26日、香港特別行政区の財務長官ジョン・ツァン氏は彼にとって七度目となる予算案を発表した。2014/15年度予算案は行政長官C.Y.リョンが1月に発表した2014年施政方針演説に盛り込まれた構想に沿ったものである。それには投資窓口としての香港の持続的経済成長、経済的弱者への支援、若年層の社会的地位の向上といったものが含まれる。

2013/14年度の余剰金見込みが想定を下回る120億香港ドルに下方修正されるという財政状況下で2014/15年度予算案は作成された。予算案は基幹産業（金融、物流、観光、専門職）を通じて香港経済を発展させるとともに市民により良い社会経済環境を提供するという方針のもとに設計されている。予算案は将来世代のために支出を抑制することに力点が置かれている一方、前年度予算と比較して個人に対する「飴」や減税措置は少なくなっている。

本稿では2014/15年度予算案の主要な提案項目を紹介する。別紙として税制改正内容の要約を掲載している。

長期的な経済発展

2014/15年度予算案は4つの基幹産業を通じた経済発展の重要性を再度強調し、この目標を達成するための具体的施策を盛り込んでいる。例えば、香港を情報産業分野のスマートシティとして発展させること、空港に新滑走路を建設して国際的ハブとしての香港の名声を高めること、複数のテーマパークを建設して観光施設の価値を高めることなどが提案されている。金融サービスを発展させるための様々な税務上の措置も提案されている（次ページ参照）。

我々は、具体的な施策をもって香港の競争力を向上させようという政府の長期的ビジョンを歓迎する。香港の競争力を更に高め、たとえ一時的に税収が減少する可能性があっても長期的に歳入を増加させるため、我々は政府に租税政策を見直し、次の措置を検討することを求めたい。

(i) 事業所得税の税率引下げ、(ii) 香港に設置された地域本部に対する税務恩典の付与、(iii) 事業所得税における研究開発費の損金算入ルールの緩和、(iv) 租税条約ネットワークの持続的拡大である。

金融サービス発展のための税務上の措置

1. グループ内資金管理会社の支払利息損金算入

香港は多国籍企業が地域あるいはグローバルの金融・資金管理会社を置く場所として知られている。しかしながら、海外に支払う利息を原則として損金不算入とする現行ルールがそのようなグループ内資金管理会社の設立を阻害する要因となっている。財務長官は、香港により一層金融サービスを呼び込むために支払利息の損金算入規定を見直し、損金算入の基準を明確化すると発表した。具体的な提案内容は一年以内に公表される見込みである。デロイトは財務長官が我々の提案を採用したことを歓迎する。

2. オフショア・ファンド免税措置の拡大

オフショア・ファンド免税措置の適用範囲をプライベート・エクイティ・ファンドまで拡大するとして2013/14年度予算に対応して、香港金融発展局は2013年11月18日に概要書を発行した。そこには拡大措置に係る主要なメリットや新法はどのようなものになるのかについて記載されている。業界解説者は、事業所得税を免税としたりオフショア・ファンドのためのより柔軟な仕組みを整備したりすれば、香港をファンド産業の国際的ハブとして位置づけることに役立つだろうと提言してきた。他方、財務長官は、オープン・エンド型のファンド会社ストラクチャーに関する規制のフレームワークが策定されたところであり、政府は近いうちに審議に入るだろうと述べた。

我々はオフショア・ファンド免税措置の拡大やオープン・エンド型のファンド会社ストラクチャーに関する進展を歓迎の目で見ているが、より多くのファンドを香港に呼び込むために審議プロセスと政策実行のスピードを早めることを政府に求めたい。

3. 上場投資信託 (ETF) に係る印紙税免除措置の緩和

現在、香港株式の構成比率が40%を超えないインデックスから成るETFの売買に関して印紙税は特例で免除されている。2014/15年度予算案は、香港でのETFの発展、管理、売買を促進させるため、この特例をすべてのETF（香港株式の組入比率が高いものを含む）の売買に拡大することを提案している。デロイトはこの提案に大賛成である。

中小企業対策

長期的経済発展に加えて、金融・市場拡大・ブランド構築・生産性拡大といった分野で地元の中小企業を支援するための様々な具体的措置を提案してバランスを取っていることを我々は歓迎したい。企業一般に対する一時の減税措置として、2013/14年度の最終税額の75%（10,000香港ドルが上限）の減額が提案されている。しかし、事業登録料の免除は予算案には含まれていない。

脱税・租税回避行為への対応

前年の予算でも述べられたとおり、2014/15年度予算案においても内国歳入庁 (Inland Revenue Department = "IRD") は租税収入の流出を防止し、租税の回収を図るため、情報技術や国際的な経験を駆使して脱税や租税回避行為に対処していくことを強調した。

高齢者及び経済的弱者への配慮

2014年の施政方針演説は貧困を和らげ、高齢者や経済的弱者を支援するための具体的措置が盛り込まれている。例えば、低所得労働家族手当の導入や医療給付額の引上げが含まれる。経済的弱者や低所得者層の要請に応えるため、2014/15年度予算案では次の一時的措置が提案されている。

- 総合社会保障支援制度、高齢者手当、高齢者生活手当、障害者手当の受給者に対する追加手当（1カ月分の標準手当相当）の支給
- 公共住宅の居住者に対する1カ月分の家賃補助（2013/14年度予算では2カ月分）

高齢者、経済的弱者、低所得者層を救済することを目的とした支援措置は歓迎できる。同時に、公衆の健康保護のため、そして、政府の禁煙活動を強化するための効果的手段としてたばこ関税を引き上げることが提案されている。デロイトはこの施策も歓迎したい。

中間層向けの施策

最近の予算案には給与所得税減額、不動産税免除、電気料金補助などの様々な一時的負担軽減措置が盛り込まれていた。2014/15 年度予算の公表前、財務長官はグローバル経済の回復を理由にそうした軽減措置の廃止を示唆していた。こうした発言は、自分たちの経済的負担感が無視されているとして中間層の相当な反感を買った。

こうした市民の懸念の反映して、2014/15 年度予算案は 2013/14 年度の給与所得税及びパーソナルアセスメント課税の最終税額の 75% (10,000 香港ドルを上限) を減額する (2013/14 年度予算と同様) とともに父母/祖父母扶養控除を小幅ながら増額している。最初の 2 四半期の不動産税 (レーズ) の免除 (各四半期及び各不動産毎に 1,500 香港ドルを上限) も提案されている (2013/14 年度は 1 年を通して各四半期 1,500 香港ドルが上限だった)。2014/15 年度予算案から消えて目を引くのは電気料金補助 (2013/14 年度は 1,800 香港ドル) である。一時的負担軽減措置の段階的削減を目論む政府の意向を反映し、いくつかの措置はなくなったり、上限金額が 2013/14 年度予算と比較して削減されたりしている。一方で、財務長官が社会での合意が得られることを前提に適格保険商品の購入者に対する税務恩典の付与を検討するとしたことは歓迎したい。

中間層に与えられる恩典は過去と比較して少なくなっているようである。政府が慎重な姿勢を取り将来世代のために歳出管理や一時的負担軽減措置の削減に動いていることは理解できるが、我々は共働き世帯のための手当 (例えば、夫妻共に雇用されている家庭への手当) の導入を提案したい。そうすることで中間層の経済的負担を和らげることができ、結婚した女性の職場復帰を促し、香港の労働人口の強化を図ることができる。

住宅問題

過去 2 年間、政府は不動産市場の投機を抑えるために不動産取引に係る印紙税の特別措置を導入してきた。このような措置のいくつかは 1 年以上前に提案されたものであるが、多くは意見の分かれるものであることから、先週の立法会における関連法案の採択は遅れることとなった。これらの印紙税措置は市場に既に織り込まれているため、香港の住宅価格は安定してきているように見えるが、まだ十分に下がったとは言えない。不動産価格は依然として高く、一般市民にとっては手が届かない。2014/15 年度予算案は不動産取引に関して追加的な税務上の措置は盛り込まれなかった。政府は 2014 年中には住宅価格が下落することを期待し、法案が通った後の更なる市場の調整を待っていると思われる。政府は市場の変動を注視し、必要なときは印紙税の措置を調整するだろう。しかし、同時に我々は政府が中間層の住宅購入資金負担を軽減させるための税務措置を導入することを提案する。例えば、主たる住居として使用される不動産に係る印紙税の減額、3 年以上上居住した場合の印紙税還付などである。

将来基金

将来高齢化が進行し構造的財政赤字が生じることになった際に戦略的インフラ・プロジェクトの資金に充てるため、また、潜在的な社会問題に対処するために 2014/15 年度予算案には"将来基金"の導入が盛り込まれた。具体的な実行案や"将来基金"の用途はまだ公表されていない。

最後に

2014/15 年度予算案は 4 つの基幹産業に対する具体的な措置を導入し、長期的経済発展に力点を置いている。他方、将来世代のために支出抑制や負担軽減措置の削減など慎重な姿勢も取っている。2014/15 年度予算案は市民の一般福祉や社会に深く根ざした問題の解消に取り組んでいるが、種々の恩典、中間層の経済的負担軽減のための税務措置、事業者に対する事業所得税率引下げ、外国投資の奨励措置といったことを待望していた人々の期待には応えられていない。全体として、現在の健全な財政状態において高齢化問題に対処するための長期的財政計画の策定に踏み出したことをデロイトは評価する。我々は政府が香港の競争力を高めるために提案された措置を実行し、明るい未来が来ることを切望する。

別紙一諸手当、所得控除及び税率の要約

給与所得税

累進税率（前年と変わらず）

2013/14 年度及び 2014/15 年度	
課税所得金額（香港ドル）	適用税率
0 - 40,000	2%
40,001 - 80,000	7%
80,001 - 120,000	12%
120,001 -	17%

標準税率（前年と変わらず）

2013/14 年度及び 2014/15 年度
15%

諸手当及び所得控除

	2013/14 年度 (香港ドル)	2014/15 年度 ¹ (香港ドル)
人的所得控除		
基礎控除	120,000	120,000
配偶者控除	240,000	240,000
寡婦(夫)控除	120,000	120,000
子供扶養控除		
第1子から第9子まで（各一人につき）		
出生年度	140,000	140,000
出生年度後	70,000	70,000
父母/祖父母扶養控除（60歳以上）		
基礎控除	38,000	40,000
付加控除（同居の場合一人につき）	38,000	40,000
父母/祖父母扶養控除（55-59歳）		
基礎控除	19,000	20,000
付加控除（同居の場合一人につき）	19,000	20,000
兄弟/姉妹扶養控除	33,000	33,000
障害者扶養控除	66,000	66,000
その他の控除（最高限度額）：		
自己学習費用	80,000	80,000
住宅ローン支払利息	100,000	100,000
	(15 課税年度)	(15 課税年度)
高齢者在宅介護費用	76,000	80,000
登録済退職金制度への拠出金	15,000	17,500
指定慈善寄付金	課税所得の 35%	課税所得の 35%

給与所得税及びパーソナルアセスメント課税に関する一時的租税軽減措置

2013/14 年度の最終の給与所得税額及びパーソナルアセスメントによる税額につき、その 75%（10,000 香港ドルを上限）を減額することが提案されている¹。

¹ 施行にあたっては法律改正が必要である。

事業所得税（前年と変わらず）

	2013/14 年度及び 2014/15 年度
	税率
法人	16.5%
非法人	15%

事業所得税に関する一時租税減免措置²

2013/14 年度の最終の事業所得税につき、その 75%（10,000 香港ドルを上限）を減額することが提案されている。

資産所得税（前年と変わらず）

2013/14 年度及び 2014/15 年度
税率
15%

不動産税（レーツ）²

予算案では 2014/15 年度の最初の 2 四半期の不動産税（レーツ）を免除することが提案されている。但し、各四半期及び各不動産毎に 1,500 香港ドルを上限とする。

² 実施にあたっては法律改正が必要である。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevnng@deloitte.com.cn

香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : "NTC") は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、"Tax Analysis"、"Tax News"などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1708
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email : yaogawa@deloitte.com.hk

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー
TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

香港

佐藤 康治
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6591
FAX : +852 3691 8984
Email : kosato@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、濟単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。